

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 21 日現在

機関番号：32687

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380705

研究課題名(和文)油症事件の被害構造と油症被害者の受容克服過程に関する社会学的研究

研究課題名(英文) Sociological Study of the Structure of Damage and the Processes of Accepting and Overcoming the Yusho in Japan, Yuchen in Taiwan

研究代表者

堀田 恭子 (HOTTA, kyoko)

立正大学・文学部・准教授

研究者番号：20325674

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文)：日本と台湾の油症事件の被害構造とそれに対する政策に着目した調査研究を実施した。台湾油症事件においては、いまだかつて社会学的調査研究がなされなかったため、まず事件に関係する主体関連図作成から始まり、現地で調査が実施できるような関係づくりから始めた。

成果として日本においては、潜在患者の顕在化を促した五島市の油症政策に着目した結果、ソーシャルワーカーの存在が患者との良好な関係を築き、患者の顕在化を促してきたことが確認された。さらに2012年制定の油症患者救済法と2015年に台湾で制定されたケア法の制定過程とその内容も検証した。その結果、日本と台湾では、被害の捉え方に違いがあることが確認された。

研究成果の概要(英文)：With respect to the compatible Yusho issues both in Japan and Taiwan, we conducted a sociological research on their damage structure and relief systems. Little has been known so far in Japan regarding sociological aspects on Taiwan Yusho. Therefore, we begun to make our direct contact with actors/actresses in Taiwan Yusho issues, by drawing the mutual relation map among them.

Regarding Japanese Yusho issues so called Kanemi Yusho, we analyzed Yusho policy in Goto city. It was found that the presence of a medical-social worker in Goto city who has been building up a good relationship with victims is crucial to promote/support the coming out of latent victims. In addition, we compared the Yusho related two laws in Japan and Taiwan set in 2012 and 2015 respectively, focusing each contents and constitutional processes. It concluded that there are remarkable differences between two laws about the flaming of 'damages'.

研究分野：環境社会学

キーワード：食品公害 克服過程 カネミ油症 台湾油症 被害の実態 救済制度 カネミ油症推進法 台湾油症ケア法 受容

1. 研究開始当初の背景

本研究を申請した平成 24 年度において、食品公害事件であるカネミ油症に関して「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」(以下、油症政策推進法と略)が制定された。実質ほぼはじめてのカネミ油症患者に対する救済政策の成立であった。

しかしながら、その法律には潜在患者とされる 2 世/3 世の患者らに対する視点がなく、被害者とはだれか、さらにカネミ油症という被害をどのようにとらえているのか、不明瞭なところが多々みうけられた。そのため、原点にもどり「油症患者の被害構造」に焦点をあてる必要が出てきた。

またカネミ油症事件から 11 年後におきた台湾での油症事件についても社会学的調査研究がまったくなされていなかったことが明らかになった。そのため、そちらにも視野を広げ、日本と台湾での食品公害事件である「油症事件」の実態について社会学的調査研究を開始した。

2. 研究の目的

(1)1968 年におきた日本でのカネミ油症事件、1979 年におきた台湾油症事件という 2 つの油症事件という食品公害問題の被害構造を明らかにすることを目的とした。

(2)折しも、日本では 2012 (平成 24) 年、台湾では 2015 年に油症患者に対する救済法(油症患者健康ケアサービス条例、以下、ケア法と略)等が成立したこともあり、それらの制定過程等も含め明らかにすることも目的とした。

(3)最後に特に台湾の油症事件においては社会学的な調査研究がまったくなされていないので、現地調査も含め、資料収集等、調査研究ができる体制をつくることも本研究の目的の一つとされた。

3. 研究の方法

(1)日本の場合においては、油症患者を多く擁する自治体、特に長崎県五島市における救済制度の実態調査、資料収集、さらにヒアリング調査を実施した。

また厚労省・九州大学等の各公的機関の HP 上にあるカネミ油症患者への救済に関する資料等も検索をして収集をした。

被害者の方々に関しては、以前から良好な関係にある方々のお子さんにあたる方々にもヒアリング調査が実施できるか試みる事となり、まずは 1 名ではあったがヒアリング調査を実施することが可能となった。

(2)台湾においては、ラポール(良好な関係)

づくりが最重要課題であったので、台湾油症患者に一番近い医療関係者である台湾大学の郭育良教授、そのお弟子さんにあたる弘光科大の楊秋月副教授になんとかお会いできるよう日本の研究者を介し、さらに台湾での研究者を介し、お二人にお会いできるようにすることから始めた。結果的にコンタクトがとれ、さらに、患者紹介までお願いできる事となった。

行政に対しては地方自治体である台中市政府社会局にヒアリングを申し込み可能となった。

なお、調査実施時期としては、2013 年 6 月、7 月～8 月、2014 年 2 月～3 月、2015 年 2 月に台中ならびに台北に行き、ヒアリング調査と資料収集等を行った。

4. 研究成果

(1)日本のカネミ油症において、患者を多く擁する基礎自治体でもある長崎県五島市の政策の実態を明らかにした。その結果、五島市では 2007 年の時点で「五島市カネミ油症問題対策推進本部」が設置され、翌 2008 年には「五島市行動支援計画」(現「カネミ油症被害者に対する支援行動計画」)が策定された。すなわち、2012 年の国レベルでの法律である「油症政策推進法」の設定よりも数年早く、患者救済制度を構築していたことが確認された(堀田・宇田,2014)。

なぜ効果的な政策を実施することが可能となったのか。一つには当事者たちの動きがあったこと。2 つ目に五島市の健康政策課内に九大油症研究班から派遣されたソーシャルメディカルワーカーがおかれたことがあげられる。まさに五島市は当事者たちに一番近い政策主体として患者に密着した施策が求められ、実行してきた。

2015 年以降は、前年度の計画の検証として具体的な実施状況も提示されるようになった(堀田・宇田,2016a)。

(2)国全体に関しては、上記の法律が制定される前までは、患者側の補償要求を封じ込める構造が明らかとなった。さらに患者側の具体的な救済政策はいまだに実現していないことも明らかとなった(宇田,2015)。宇田(2015)の著書は学位請求論文として位置づけられもするが、カネミ油症事件の全体像を明らかにした最初の社会学的調査研究の結果である。

(3)さらに 2012 年に法律が制定されて以後、三者協議(国・患者・企業)が開催されてきたが、それらの動向も明らかにした(宇田,2016)。その実態をみると、三者協議は当事者以外を入れない「密室性」「議事録の非公開」等々、多様な問題点があげられた。また原因企業であるカネミ倉庫の事業継続の問題もあり、その際に、あくまでも費用負担

主体としては位置づけられていない国のあり方も問題となってくる。まずは被害者の要求の実現のために、費用の負担の仕組みの再構築が求められることが確認された。

(4)台湾油症事件に関しては、事件そのものに対して、日文・中文等でどのような調査研究がなされているのかを明らかにした(堀田,2016)。その結果、日本とは違い、台湾での被害者みずからの手記等はほぼ存在せず、ジャーナリストによる著作が21世紀になってから、著されたことがわかった。また日本のカネミ油症事件と同様に、医学的研究は多いものの、社会学的研究はほぼないことも明らかとなった(堀田,2016b)。しかしその医学的研究においても日本との大きな違いは、特に母親が油症患者である子どもたちに着目をした追跡調査が長年にわたって実施されていることであった。

(5)台湾油症事件においても、調査研究期間の最中の2015年に先のケア法が制定された。その日訳を試みるとともに、法律にみる「被害の語られ方」に着目をした。その結果、台湾油症事件においては、2世をも含む時間的視野を入れた「被害」、さらに差別や中傷等への被害も視野にいれた内容の法律であることが確認された(堀田,2016a)。

上記の詳細をのべるとケア法の特徴は5点あげられる。まず人権保護と罰則規定があること。第2に政策決定において当事者として患者が関与できる事。第3に死亡者への慰謝料の支払いが明記されていること、第4に生存患者の定義が拡大されたこと、ただし1世と2世ではうける医療サービスが違う事も特性と同時に一つの課題でもある。そして最後に、この法律は総統令であり、政権が交替してもその法律は残り続けるということである。

それら5点の特性をふまえ、ケア法の問題点ならびに課題を5点あげておく。まず死亡患者への支払い金額の妥当性である。果たして20万円が慰謝料として妥当かどうかという点である。第2に人権侵害に対する罰金の金額の妥当性と違反の基準の不明確さである。何をもちて違反とするのか、その基準は法において明確にはされていない。第3に生存患者への対応は地方政府がその役割主体として提示されているが、實際上、各地方政府によって対応が違うため、住む所によって患者の政策の不平等が生じている。第4に中央政府のやるべきことの具体性が乏しいということである。

一つには地方政府のサービスを統一する役割を担えるのが中央政府である。しかしながら、2015年現在において、その存在感は見てこない。

最後に、患者の定義は日本と比べて拡大されてはいるが、2世の定義において、母親が油症患者の子どもとされてはいるものの、父

親が油症患者の子どもは2世ではないとされている。医学的根拠ということであるが、日本では父親母親に限らず親が油症患者であれば、その子どもたちにも身体的な被害が出ている事が、公的レベルではないものの、明らかとなっている。父親が油症患者である子どもにも医療サービスの対象者としての調査研究が果たして本当に必要なのか、まさに再確認の必要は中央政府が主体として実施されていくべきことである。

台湾油症事件においては、ケア法や地方政府レベルで見るとらえられていることがわかった。その政策が創出される過程においては、実際に患者を見ている研究者の関与や支援団体の存在があった。たとえ社会的背景・法制度的背景が異なっていたとしても、食品公害としては日台油症事件は同じ課題を抱えていることが推測される。そのためにも被害の実態の解明、被害論的調査研究、すなわち社会学的調査研究が必要であることはいうまでもない。経世代被害を抱える日台油症事件について、今後、社会学的調査研究を継続していくことの重要性があらためて確認された。

<引用文権等>

1 堀田恭子・宇田和子,2014,「カネミ油症政策の現状-長崎県五島市を事例にして」『環境と公害』43巻3号:44-47.

2 宇田和子,2015,『食品公害と被害者救済-カネミ油症事件の被害と政策過程』東信堂.

3 堀田恭子,2016a,「台湾油症政策と諸政策における『被害』の語られ方」『油症事件の被害構造と油症被害者の受容克服過程に関する社会学的研究』基盤(C)研究成果報告書.28-48.

4 宇田和子,2016,「カネミ油症・推進法制定後の政策動向」『油症事件の被害構造と油症被害者の受容克服過程に関する社会学的研究』基盤(C)研究成果報告書.9-19.

5 堀田恭子,2016b,「台湾油症事件に関する調査研究レビュー」『立正大学文学部紀要』32号:23-36.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

1 堀田恭子,2016,「台湾油症事件に関する調査研究レビュー」『立正大学文学部研究紀要』32号:23-36.査読有り.

2 堀田恭子,2015,「海外調査着手報告-台湾油症事件に関する環境社会学的調査-」『立正大学文学部論叢』138:139-155.

³ 堀田恭子・宇田和子,2014,「カネミ油症政策の現状-長崎県五島市を事例にして」『環境と公害』43巻3号:44-47.査読有り.

〔学会発表〕(計2件)

¹ 堀田恭子,「食品公害問題における被害構造-油症事件を事例として-」『第87回日本社会学会大会』(2014年11月23日 於神戸大学)

² Kazuko Uda,2014,Industrial Food Pollution:A New Perspective on Food Safety Risks Beyond the Current Legal Definition, XVIII International Sociological Association(ISA) World Congress of Sociology,Yokohama,1007.

〔図書〕(計1件)

宇田和子,2015,『食品公害と被害者救済-カネミ油症事件の被害と政策過程』東信堂.408頁.

6. 研究組織

(1)研究代表者

堀田恭子 (HOTTA, Kyoko)
立正大学・文学部社会学科・准教授
研究者番号:20325674

(2)研究分担者

宇田和子 (UDA, Kazuko)
福岡工業大学・社会環境学部・助教
研究者番号:90733551

(3)研究協力者

中島貴子 (NAKAJIMA, Takako)